

私立学校の教育職員等に関する要請事項

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）（抄）

（任命権者等の責務）

第七条（略）

2（略）

3 公立学校以外の学校の教育職員等を雇用する者は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等の再発の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件（抄）

令和3年5月21日
衆議院文部科学委員会

八 私立学校の教育職員等については、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、処分の決定がなされる前に依願退職する事例が見受けられ、その場合には教員免許状が失効しないことを踏まえ、退職前に適正かつ厳正な処分が行われるように徹底するとともに、私立学校の教育職員等による児童生徒性暴力等への対応策について更に検討を行い、必要に応じて措置を講じること。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議（抄）

令和3年5月27日
参議院文教科学委員会

八 私立学校の教育職員等については、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、処分の決定がなされる前に依願退職する事例が見受けられ、その場合には教員免許状が失効しないことを踏まえ、退職前に適正かつ厳正な処分が行われるように徹底するとともに、私立学校の教育職員等による児童生徒性暴力等への対応策について更に検討を行い、必要に応じて措置を講じること。